

2019 年度千葉県介護支援専門員研修事業

専門研修課程Ⅱ・更新研修後期(第3期)開催案内

初回更新の方および2回目以降の更新の方

はじめに

- ・本研修は「介護支援専門員資質向上事業の見直しについて」（平成 26 年 7 月 4 日厚生労働省老健局長通知）に基づいて実施します。
- ・介護支援専門員法定研修は、原則として介護支援専門員の登録を行っている都道府県で受講することとなります。このため、千葉県以外で登録を行っている人が千葉県で受講をする場合は、「登録の移転」または「受講地の変更」の手続きをする必要があります。受講決定後に千葉県高齢者福祉課（TEL:043-223-2387）へお問い合わせください。
- ・本研修は専門研修課程Ⅱと更新研修後期を同時開催で行い、更新研修後期の受講要件で受講修了した場合の修了証明書は「専門研修課程Ⅱ」の表記となります（専門研修課程Ⅱと更新研修後期は同内容）。

初回更新の方と2回目以降の更新の方とは

○初回更新の方

- ・介護支援専門員資格取得後、介護支援専門員証を一度も更新していない方です。
- ・また、直近（前回）の更新を実務未経験者対象の更新研修で行った方、または再研修で介護支援専門員証を交付された方も、今回は「初回更新の方」に該当します。

○2回目以降の更新の方

- ・介護支援専門員資格取得後、専門研修課程Ⅰ・Ⅱまたは実務経験者対象の更新研修を受講修了して、介護支援専門員証を更新した方であって、その後も介護支援専門員としての実務経験がある方です。
- ・直近（前回）の更新を実務未経験者対象の更新研修で行った方、または再研修で介護支援専門員証を交付された方は該当しません。

(1) 研修の目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とします。

(2) 受講要件

専門研修課程Ⅱと更新研修後期は受講要件が異なります。以下の記載とあわせてp.3の「受講要件フローチャート」にてご確認ください。

※専門研修課程Ⅱと更新研修後期は同内容です。

◎前提要件

- ・介護支援専門員証の登録が千葉県の方。
- ・全日程8日間出席できる方（*欠席、遅刻、早退は不可）。
- ・事例を3事例以上提出できる方（現在、実務に就いていない方も必要です）。
- ・介護支援専門員証の有効期間満了日が、令和3年3月31日までの方。

《専門研修課程Ⅱ 受講要件》次ページの受講要件フローチャートで確認してください。

| | |
|---|--|
| <p>A 専門研修課程Ⅱ（初回） 以下を全て満たす方 *実務に就いている方</p> | <p>C 専門研修課程Ⅱ（2回目以降の方） 以下を満たす方 *実務に就いている方</p> |
| <p>①初回の更新であり、専門研修課程Ⅰを修了している方。 ②現在、介護支援専門員として実務に就いており、実務経験が3年以上の方。</p> | <p>直近(前回)の更新時に専門研修課程Ⅰ・Ⅱまたは実務経験者対象の更新研修を修了して介護支援専門員証を更新し、更新後も介護支援専門員として実務に就いている方。 3回目以降の方は、専門研修課程Ⅱまたは実務経験者対象の更新研修を修了して介護支援専門員証を更新し、更新後も介護支援専門員として実務に就いている方。</p> |

《更新研修後期受講要件》次ページの受講要件フローチャートで確認してください。

| | |
|---|--|
| <p>B 更新研修後期（初回） 以下を全て満たす方 *実務経験がある方</p> | <p>D 更新研修後期（2回目以降の方） 以下を満たす方 *実務経験がある方</p> |
| <p>①初回の更新であり、専門研修課程Ⅰを修了している方。 ②介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務経験がある方（<u>現在、介護支援専門員として実務に就いていない方</u>）。 ③現在、介護支援専門員として実務に就いており、実務経験が<u>3年未満の方</u>。</p> | <p>直近(前回)の更新時に専門研修課程Ⅰ・Ⅱまたは実務経験者対象の更新研修を修了して介護支援専門員証を更新し、<u>更新後も実務経験がある方（現在、介護支援専門員として実務に就いていない方）</u>。 3回目以降の方は、専門研修課程Ⅱまたは実務経験者対象の更新研修を修了して介護支援専門員証を更新し、更新後も実務経験のある方（<u>現在、介護支援専門員として実務に就いていない方</u>）。</p> |

※1 更新研修は、実務経験（経験期間は問いません）があり、現在実務に就いていない方および現在、介護支援専門員として従事し実務経験が3年未満の方も対象者となります。

※2 認定調査業務のみは介護支援専門員の実務とはみなされません。

※3 2019年度専門研修課程Ⅰ・更新研修前期（第1期）受講中の方についても受講要件が満たしていれば申込み可。*同研修が修了できなかった場合は受講できません。

受講要件フローチャート（必ずご確認ください）

前提条件

- ・介護支援専門員証の登録が千葉県の方。
- ・全日程8日間出席できる方（*欠席、遅刻、早退は不可）。
- ・事例を3事例以上提出できる方
- ・介護支援専門員証の有効期間満了日が、令和3年3月31日までの方。

フローチャートの構成

- 前提条件を満たしているか
- 初回更新か2回目以降の更新か
- 専門研修か更新研修か
- ↓
- 申し込む研修名

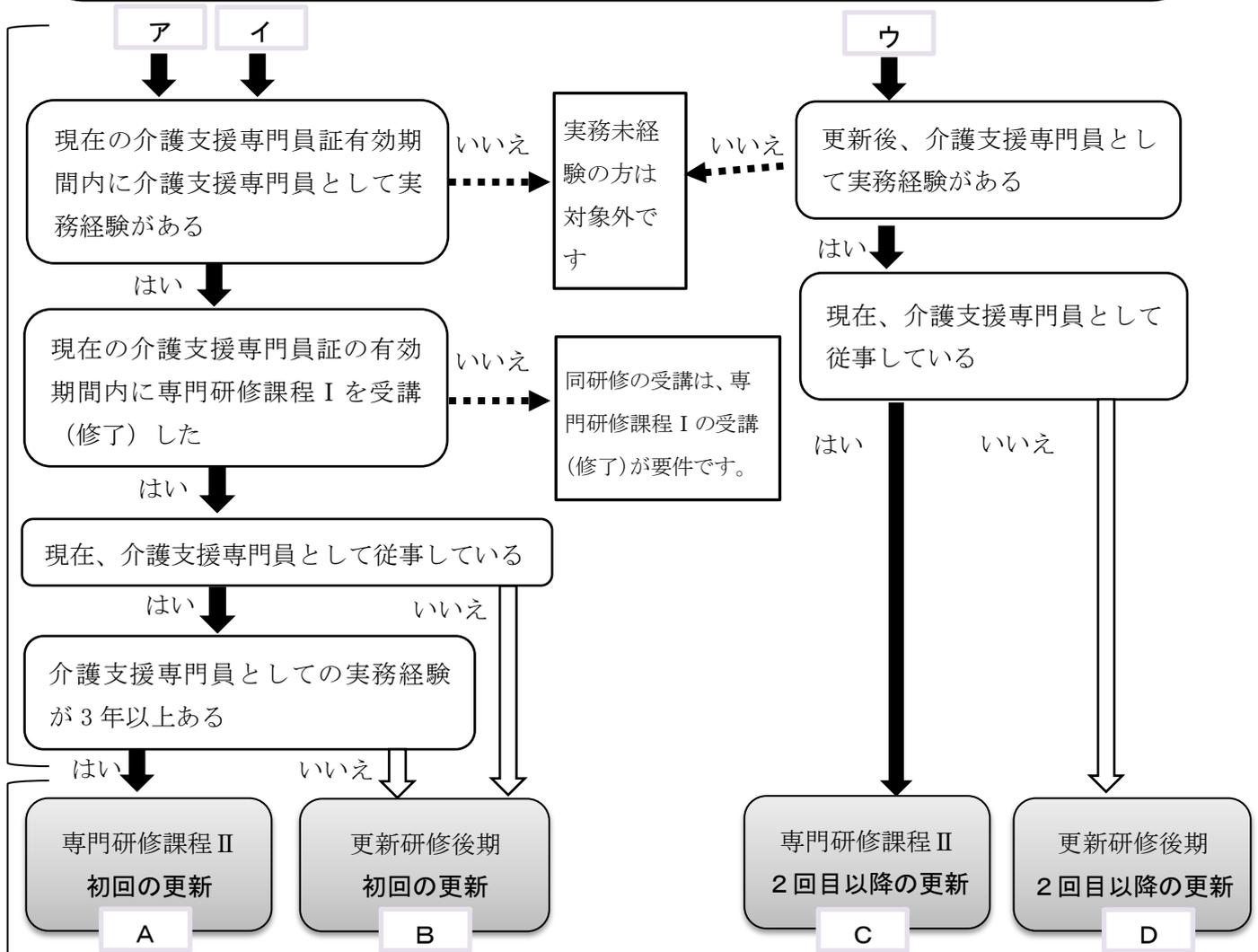
初回か2回目か

介護支援専門員資格取得後の更新履歴

- ア 資格取得後、一度も更新していない(今回が初めての更新)
- イ 直近(前回)の更新では、実務未経験者の更新研修または再研修を修了し、介護支援専門員証を更新した
- ウ 直近(前回)の更新では、専門研修課程Ⅰ・Ⅱまたは実務経験者の更新研修前期後期を修了し、介護支援専門員証を更新した※3回目以降の方は専門研修課程Ⅱまたは更新研修後期を修了し、介護支援専門員証を更新した

専門研修か更新研修か

申し込む研修



*イに該当する場合、直近(前回)の更新後及び介護支援専門員証交付後に実務経験がある方に限ります。

(3) 予定定員

350名

※定員を超過した場合は、介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方を優先させていただきます。ご了承ください。(受講決定の選考において、今回最も優先されるのは、同研修を受講(修了)しなければ有効期間満了日が切れてしまう方です。先着順ではありません。)

(4) 申込期限

令和元年9月6日(金)迄 当日消印有効

(5) 研修費用

31,700円 内訳 受講料28,000円+テキスト代3,700円

①使用テキスト 2訂/介護支援専門員研修テキスト 専門研修課程Ⅱ(発行:一般社団法人日本介護支援専門員協会)

②受講が決定した方に受講決定通知、研修費用の請求書を送付いたします。お支払い方法の詳細については、請求書でお知らせいたします。

(6) 研修日・時間・科目

①本研修は全8日間で構成されています。欠席・遅刻・早退は認められません。

②各研修日の開始前と終了後に5分程度の事務連絡の時間を設けます。

③会場は全日(1日目～8日目)「TKPガーデンシティ千葉」(千葉市中央区問屋町1-4)を予定しています。

◆第3期 ※カリキュラム、時間等、変更になる場合があります。予めご了承ください。

| 研修日 | | 時間 | 科目 |
|------------|--------------|---|--|
| 1日目 | 11/6(水) | 9:30～17:00 | ・介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開 ・専門研修課程Ⅱ事例研究とその進め方 |
| 2日目 | 12/10(火) | 10:00～16:00 | ・ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 〈事例研究の7つの領域(テーマ)〉 ・リハビリテーション及び福祉用具活用に関する事例 ・看取り等における看護サービスの活用に関する事例 ・認知症に関する事例 ・入退院時等における医療との連携に関する事例 ・家族への支援の視点が必要な事例 ・社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例 ・状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例 |
| 3日目 | 12/18(水) | 10:00～16:00 | |
| 4日目 | 2020.1/16(木) | 10:00～16:00 | |
| 5日目 | 1/25(土) | 10:00～16:00 | |
| 6日目 | 2/15(土) | 10:00～16:00 | |
| 7日目 | 2/21(金) | 10:00～16:00 | |
| 8日目 | 2/29(土) | 10:00～17:00 | |
| 予備日 3/5(木) | | 研修期間中に地震・風水害等の事由で研修会が中止になった場合の振替日として予備日を設けております。会場:TKPガーデンシティ千葉(予定) | |

(7) カリキュラム

| 科目 | 目的 | 内容 | 時間数 |
|--|--|--|-------------------|
| ○介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開 | <p>介護保険制度の最新の動向や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組を理解した上で、今後の地域包括ケアシステムの展開における介護支援専門員としての関わりを理解する。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの中で、利用者及びその家族を支援していくに当たって、関連する制度等を理解する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の改正等の最新状況や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組及び課題に関する講義を行う。 ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護支援専門員が果たすべき役割に関する講義を行う。 ・利用者やその家族を支援する上で関連する最新の制度、動向及び社会資源に関する講義を行う。 ・介護保険制度や介護支援専門員を取り巻く状況など現状で課題となっている事項に関する講義を行う。 | 講義 4時間 |
| ○ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 ・リハビリテーション及び福祉用具活用に関する事例 | <p>リハビリテーションや福祉用具等の活用事例を用いて演習等を行うことにより、リハビリテーションや福祉用具等の活用に係る知識及び効果的なケアマネジメント手法を修得する。</p> <p>また、演習等で得られたリハビリテーションや福祉用具等の活用に係る示唆、留意点を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・各自が担当しているリハビリテーション福祉用具等を組み入れた居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・リハビリテーションや福祉用具等を活用するに当たって重要となる関連知識や歯科医師、リハビリテーション専門職等との連携方法に関する講義を行う。 ・リハビリテーションや福祉用具等の活用を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 | 講義及び 演習 4時間 |
| ・看取り等における看護サービスの活用に関する事例 | <p>看護サービスの活用が必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、看護サービスの活用に係る知識及び効果的なケアマネジメント手法を修得する。</p> <p>また、演習等で得られた看護サービスの活用に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・各自が担当している看護サービスを組み入れた居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・看取り等を含む看護サービスを活用するに当たって重要となる各種知識や医師、看護師等との連携方法に関する講義を行う。 ・看取り等を含む看護サービスを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 | 講義及び 演習 4時間 |
| ・認知症に関する事例 | <p>認知症に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、認知症に関する知識及び認知症の要介護者等に有効なサービスを活用した効果的なケア</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・各自が担当している認知症である要介護者等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応 | 講義及び 演習 4時間 |

| | | | |
|-----------------------------------|---|--|-----------------------|
| | <p>マネジメント手法を修得する。</p> <p>また、演習等で得られた認知症の要介護者等に対して有効なサービスの活用に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。</p> | <p>することができる知識・技術を修得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の要介護者等及び家族を支援するに当たり重要となる各種知識及び医療職をはじめとする多職種や地域住民との連携方法に関する講義を行う。 認知症である要介護者等の支援方法を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 | |
| <p>・入退院時等における医療との連携に関する事例</p> | <p>入退院時等における医療との連携に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、医療との連携に必要な知識及び医療との連携を踏まえた効果的なケアマネジメント手法を修得する。</p> <p>また、演習等で得られた入退院時における医療との連携に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 各自が担当している入退院時等におけるケースの居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 入退院時の支援に当たり重要となる各種知識や医療職をはじめとする多職種との連携方法に関する講義を行う。 入退院時のケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 | <p>講義及び演習 4時間</p> |
| <p>・家族への支援の視点が必要な事例</p> | <p>家族への支援の視点が特に必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、家族への支援の視点も踏まえた効果的なケアマネジメント手法を修得する。</p> <p>また、演習等で得られた家族への支援に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 各自が担当している家族支援が特に必要なケースの居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 家族に対する支援に当たり重要となる各種知識や関係機関、地域住民をはじめとする多職種との連携方法に関する講義を行う。 家族支援が必要なケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 | <p>講義及び演習 4時間</p> |
| <p>・社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例</p> | <p>社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、利用者が活用することができる制度に関する知識及び関係機関等との連携を踏まえた効果的なケアマネジメント手法を修得する。</p> <p>また、演習等で得られた社会資源の活用に向けた関係機関との連携に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技</p> | <ul style="list-style-type: none"> 各自が担当している他の制度(生活保護制度、成年後見制度等)を活用している事例、インフォーマルサービスを提供する事業者との連携が必要な事例等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 他の制度を活用するに当たり重要となる各種知識や関係機関、多職種との連携方法に関する講義を行う。 他の制度を活用するケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 | <p>講義及び演習 4時間</p> |

| | | | |
|--|--|---|---------------|
| | 術を修得する。 | | |
| ・状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例 | 状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、介護保険で提供される地域密着型サービス等の活用に係る知識及びケアマネジメントの手法を修得する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各自が担当している地域密着型サービス等の多様なサービスを活用している事例等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・状態に応じて多様なサービスを活用するに当たり重要な各種知識や関係機関・介護サービス事業者との連携方法に関する講義を行う。 ・状態に応じて多様なサービスを活用するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 | 講義及び演習 4時間 |

※千葉県では国の要綱で示されている上記カリキュラム（32 時間）に同研修の進行説明等を追加したプログラムで構成しております。

（8）事例について（本研修では3事例提出になります）

①研修2日目以降の「ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表」の科目において、7つの領域（テーマ）で事例検討、事例研究の演習を行います。本研修では、3事例を提出事例として作成していただきます（1つの事例に複数の領域が含まれる場合でも1事例とみなします。1つの事例を複数の領域で使うことはできません。提出事例は必ず異なる利用者で作成してください）。

②事例の内容に関することなどは、10月下旬に発送予定の受講の手引きに掲載するとともに、研修1日目（11/6）「事例研究とその進め方」の講義において説明いたします。事例を提出する日は2日目（12/10）からになります。実務に就いていない方も事例提出が必要です。

※実務に就いていない方については、過去に担当していた事例から選定する、または、本研修受講のため対象者を選定して新たに作成する（他のケアマネジャーから事例の紹介を受ける場合も同様）等の場合も、個人情報保護に十分注意して受講者本人が書類を作成してください。千葉県介護支援専門員協議会では、事例対象者の紹介は行いません。

（9）受講申込み手順

①本開催案内にて受講要件や日程等、研修の概要をご確認ください。

②受講申込書にご記入の上、必要書類（修了証明書の写し等）をそろえて申込期限までに当会事務局へ郵送してください。両面印刷可、左上をホチキスで留めてください。**FAXでの受付はしていません。**

③お申込みされる方が複数いる場合には、事業所または施設でとりまとめて送付いただいてもかまいません。

④受講申込書に記載もれ、書類の不備（修了証明書の添付なし等）がありますと受付がで

きない場合があります。必ず全ての項目にご記入ください。

- ⑤受講が決定した方には10月上旬に、受講決定通知、研修費用の請求書等を送付いたします。定員超過などにより受講していただけない場合もその旨の通知を送付いたします。
- ⑥受講決定の可否にかかわらず、提出された申込書類は返却しませんので、予めご了承ください。送付の際はコピーをお手元にお残してください。※送付先は原則自宅住所です。
- ⑦申込み及び研修1日目までの流れは以下の通りです。

| 時 期 | 内 容 |
|----------|---|
| 9月6日(金) | 申込期限 ※当日消印有効 |
| 10月上旬 | 受講決定通知、研修費用の請求書等を送付 ※千葉県以外で登録を行っている人が千葉県で受講をする場合は、「登録の移転」または「受講地の変更」の手続きをする必要があります。受講決定後に千葉県高齢者福祉課(TEL:043-223-2387)へお問い合わせください。 |
| 10月下旬 | 受講票、受講の手引き、領収書等を送付(入金確認後) ※受講の手引きには、事例の内容に関する事などが記載されています。事例の提出は研修2日目(12/10)からになります。 |
| 11月6日(火) | 研修1日目 ※当日の「事例研究とその進め方」の講義の中で事例について説明いたします。 |

(10) 受講申込書の記載等について

受講申込書に未記入箇所がありますと、受講決定の可否に時間がかかります。必ず全ての項目にご記入ください。

- ①「介護支援専門員の実務経験年数」は交付年月日からの実務経験年数を記載してください(5年の有効期間満了日の中での実務経験年数)。
- ②「介護支援専門員の実務経験年数」について、住所及び氏名、登録地の変更などにより、介護支援専門員証の変更手続きを行った方は、元々の交付年月日から交付日が変更されております。そのような場合は、元々の交付年月日も含めた実務経験年数を記入してください。また、その旨を受講申込書の備考欄(2枚目)に記載してください。
- ③ 必要な修了証明書の写しは必ず添付してください。

○修了証明書等、必要書類一覧

| | 更新回数 | 初回更新の方 | 2回目更新の方 | 3回目以降の更新の方 |
|---|--|-------------|-----------|------------|
| ① | 受講申込書 | ○必須 | ○必須 | ○必須 |
| ② | 専門研修課程Ⅰの修了証明書の写し *2019年度専門研修課程Ⅰ・更新研修前期(第1期) 受講中の方は受講票の写し | ○必須 | ○必須 注1 | ×不要 |
| ③ | 専門研修課程Ⅱまたは更新研修後期の 修了証明書の写し | ×不要 | | ○必須 注3 |
| ④ | 更新研修前期後期の修了証明書の写し | ×不要 | ○必須 注2 | ×不要 |
| ⑤ | 実務未経験者対象の更新研修または 再研修の修了証明書の写し | 該当者 のみ必要 | ×不要 | ×不要 |
| <p>注1、注2……2回目更新の方は、②③または④いずれかが必要 注3……3回目以降の更新の方は、修了年月日が最も新しいものを添付してください</p> | | | | |

*記入もれ、書類の不備(添付なし等)は受付ができない場合がありますので、添付するようにしてください。

○更新研修修了証明書の見分け方

※以下の記載内容は、千葉県で発行している修了証明書に限ります。

実務経験者対象の更新研修の修了証明書は、文言により研修が区別されています。

○「実務従事経験者に対する研修(初回)の課程を修了したことを証します」

→ 更新研修前期後期の修了証明書 → 1枚必要

○「実務従事経験者に対する研修(2回目更新)の課程を修了したことを証します」

→ 更新研修後期の修了証明書 → 1枚必要

○「実務従事経験者に対する研修(初回であり知事の定める研修を受講している場合)の課程を修了したことを証します」

→ 更新研修後期の修了証明書 → 専門研修課程Ⅰ修了証明書とあわせて 2枚必要

(11) 修了要件・修了証明書発行

①全日程全課程を受講修了された方に修了証明書を発行いたします(概ね1ヶ月後)。

*研修期間中に提出する以下の課題等も含まれます。

- ・研修記録シート(自身の学びを書き留めるシート)
- ・提出事例

- ・その他、主催者が提出を求める書類等
- ②本研修につきましては、更新研修後期の受講要件で受講・修了した方の修了証明書も「専門研修課程Ⅱ」の表記となります。

(12) その他

- ①研修開催期間において、本人確認のために身分を証明するもの（介護支援専門員証等）の提示をお願いする場合がございます。
- ②受講申込書に記載された個人情報につきましては、本研修以外の用途には使用いたしません。
- ③受講決定後または全日程受講修了後であっても、申込書類の虚偽等により受講要件を満たしていないことが判明した場合は、受講（修了）を取り消す場合があります。
- ④研修当日、インフルエンザや麻しん（はしか）、風邪、下痢、嘔吐、発疹など確認した場合は、感染拡大防止のため受講をお断りする場合がございます。
- ⑤研修中に講義内容と関係のない行為（スマートフォン、タブレット等の操作）、他の方への受講の妨げになる行為等が認められた場合は受講を辞退していただく場合もございます。

(14) お問い合わせ先・申込書送付先

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター3階
 NPO法人 千葉県介護支援専門員協議会
 TEL：043-204-3631（お問合せ時間 平日 10時～16時）
 ホームページ <https://www.chiba-cmc.com/>

《申込書送付先》

- ・キリトリ線に沿って切り取り、封筒に直接貼ってご使用いただけます。
- ・事業所で申し込む方が複数いる場合は、とりまとめて送付していただいてもかまいません。申込者ごとにホチキス留めをしてください。
- ・申込人数を記載してください。

〒260-0026
 千葉県千葉市中央区千葉港 4-3
 千葉県社会福祉センター3階
 NPO法人
 千葉県介護支援専門員協議会 事務局 行
 令和元年度専門Ⅱ・更新後期(第3期)申込書在中

申込人数（ 名分）同封

お申込みの際は、受講要件や日程等を今一度ご確認ください。